

Ⅶ 事業主のための支援制度

Ⅶ－１ 両立支援等助成金（雇用関係助成金）

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や取組を行う事業主に対して助成するものであり、仕事と家庭の両立支援のための事業主の取組の推進を目的としています。

本助成金は次の6つのコースに分けられます。

- (1) 男性の育児休業取得を促進 → 「出生時両立支援コース」
- (2) 仕事と介護の両立支援 → 「介護離職防止支援コース」
- (3) 円滑な育児休業取得支援 → 「育児休業等支援コース」
- (4) 育児中の業務体制整備支援 → 「育休中等業務代替支援コース」
- (5) 仕事と育児の両立支援 → 「柔軟な働き方選択制度等支援コース」
- (6) 仕事と不妊治療等の両立支援 → 「不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース」

《中小企業事業主》中小企業の範囲は、以下のとおりです。

○育休中等業務代替支援コース（手当支給等）を除くコース

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

○育休中等業務代替支援コース（手当支給等）

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	又は	300人以下
サービス業	5,000万円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		300人以下
その他業種	3億円以下		300人以下

(1) 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小企業事業主に支給します。

育児休業等に関する情報公表加算

第1種申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

- a.男性の育児休業等取得率 b.女性の育児休業取得率
c.男女別の平均育児休業取得日数

②第2種

事業主が男性労働者の育児休業取得率を前事業年度と比較して30%以上上昇させて50%以上となっていること、又は、支給申請日の属する事業年度の前々事業年度において、育児休業対象の男性が5人未満の事業主については、直前の2事業年度で連続70%以上となった場合に支給します。

		支給額		
①	第1種	1 人目	20万円	
			雇用環境整備措置を 4 つ以上実施した場合	30万円
		2 人目 3 人目	10万円	
	育児休業等に関する 情報公表加算	2万円 ※第1種(1～3人目のいずれか)または第2種のいずれか1回限り		
②	第2種	60万円 (プラチナくるみん認定を受けている場合は15万円加算)		

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合や仕事と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小事業主に支給します。

①介護休業

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護休業を取得・職業復帰させた場合

②介護両立支援制度

介護支援プランを作成し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度や介護休暇制度などの仕事と介護の両立ができる制度を利用させた場合

③業務代替支援

介護休業取得者及び短時間勤務制度利用者について、代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は業務は代替する労働者への手当支給等を行った場合

	支給額
①介護休業	40万円 ※連続15日以上 の休業の場合、60万円
②介護両立支援制度	制度を1つ導入し、 対象労働者が制度を利用した場合20万円（30万円） 制度を2つ導入し、 対象労働者が制度を利用した場合25万円（40万円） ※（ ）内は合計60日以上 の制度利用の場合
③業務代替支援	新規雇用20万円（30万円） 手当支給等（介護休業）5万円（10万円） 手当支給等（短時間勤務）3万円 ※（ ）内は合計15日以上 の休業の場合
環境整備加算：10万円※1事業主あたり1回に限り加算	

※①～③いずれも1事業主5人まで支給。

(3) 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給します。

①育休取得時

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合

②職場復帰時

「①育休取得時」対象労働者について、育休終了後に復帰させた場合
育児休業等に関する情報公表加算

申請前の直近年度に係る以下a～cの情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合

a.男性の育児休業等取得率

b.女性の育児休業取得率

c.男女別の平均育児休業取得日数

	支給額	
①育休取得時	30万円	※①②各2回まで （無期雇用者・有期雇用者各1回）
②職場復帰時	30万円	
育児休業等に関する情報公表加算 （①～②のいずれかへの加算）	2万円	1回限り

(4) 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った場合に助成するものです。

①手当支給等（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

②手当支給等（短時間勤務）

育児のための短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合

③新規雇用（育児休業）

育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣受け入れ含む）により確保した場合

		支給額		
代替支援	①手当支給等 (育児休業)	業務代替整備経費	6万円	
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4	
	②手当支給等 (短時間勤務)	業務代替整備経費	3万円	
		業務代替手当	業務代替者に支給した 手当の総額の3/4	
		「育児休業期間中に業務代替した期間」に応じて支給		
	③新規雇用 (育児休業)			プラチナくるみん認定事業主
		7日以上14日未満	9万円	11万円
		14日以上1か月未満	13.5万円	16.5万円
1か月以上3か月未満		27万円	33万円	
3か月以上6か月未満		45万円	55万円	
	6か月以上	67.5万円	82.5万円	
有期雇用労働者加算（①～③への加算）		10万円		
育児休業等に関する情報公表加算		2万円		

※令和5年12月31日までに対象労働者の育児休業（産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産後休業）が開始している場合は、出生時両立支援コース（第1種の代替要員加算）又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の制度が適用されます。

(5) 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）について、2つ以上の制度を導入し、制度利用者支援の取組を行った上で、

労働者がそのうち1つ制度を利用した場合に助成金を支給します。

	支給額
制度を2つ導入	20万円
制度を3つ以上導入	25万円
育児休業等に関する情報公表加算（上記に加算）	2万円

＜柔軟な働き方選択制度＞

- ・フレックスタイム制度
- ・短時間勤務制度
- ・時差出勤制度
- ・保育サービスの手配及び費用補助
- ・育児のためのテレワーク等
- ・子の養育を容易にするための休暇制度
- ・法を上回る子の看護休暇制度

(6) 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療と仕事との両立又は月経、更年期といった女性の健康課題と仕事と両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のため又は女性の健康課題対応を図るために利用可能な両立支援制度(*)を労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。

なお、支給を受けるためには、各制度及び制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定するとともに、各制度について労働者に周知しており、不妊治療や女性の健康課題対応と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、当該制度利用開始日から1年以内に合計5日（回）以上労働者に利用させていることが必要です。

また、対象労働者については制度利用開始日から申請日において、雇用保険被保険者として雇用されていることが必要です。

(*)休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務等

	支給額
不妊治療	30万円
女性の健康課題対応（月経）	30万円
女性の健康課題対応（更年期）	30万円

※①②1事業主あたり1回限り

支給申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です。

☆お問合せ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

Ⅶー２ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）〔雇用関係助成金〕

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援する制度となります。

助成	支給額
制度導入助成	20万円 ・テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること。 ・企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、テレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。 ・指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の要件を満たすこと。
目標達成助成	10万円（賃金要件を満たす場合15万円） ※制度導入助成を受けた事業主が所定の要件を満たした場合に支給

☆お問合せ先☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL(086)224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース 検索

Ⅶー３ 労働条件等関係助成金等

（１）業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者が事業場内の最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画

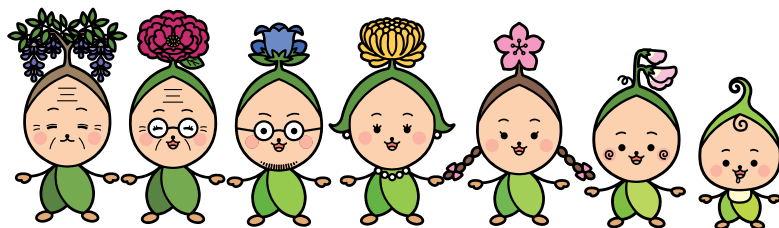


設備投資等
機械設備導入の計画、
コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の
承認と実施

業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



コース 区分	引上 額	引き上げる 労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者		
30円 コース	30円 以上	1人	30万円	60万円	○以下の要件を満たす 事業場 ・ 中小企業・小規模事 業者 ・ 事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の 差額が50円以内 ・ 解雇、賃金引き下げ などの不交付事由が ない	【事業場内最低賃金 1,000円未満】 4/5
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上(※1)	120万円	130万円		
45円 コース	45円 以上	1人	45万円	80万円		
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上(※1)	180万円			
60円 コース	60円 以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円			
		10人以上(※1)	300万円			
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円			
		10人以上(※1)	600万円			

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ・ 賃金要件：事業場内最低賃金1,000円未満の事業者
- ・ 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

☆お問合せ先☆

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9：00～17：00）

交付申請書等の提出先は岡山労働局 雇用環境・均等室(086-224-7639)です。

(2) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、次の①～④の4つのコースがあります。

区分	助成額（最大）	申請期限
①業種別課題対応コース （建設業・運送業・病院等・ 情報通信業・宿泊業）	建設業 1,270万円 運送業 1,190万円 病院等 1,240万円 情報通信業、宿泊業 1,170万円	令和7年11月28日 ※本助成金は国の予算額に制約されるため、これ以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。
②労働時間短縮・年休促進支援コース	920万円	
③勤務間インターバル導入コース	840万円	
④団体推進コース	1,000万円	

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL（０８６）２２４－７６３９

働き方改革推進支援助成金 ○○コース 検索

VII-4 働き方・休み方改善コンサルタントについて

企業における仕事と生活の調和の推進のための取組を支援するため「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で企業の希望に応じて個別に訪問し、労働時間等の設定改善に向けたアドバイスや資料提供をしています。

コンサルタントの個別訪問によるアドバイスや資料提供を希望される場合には、働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書によりお申し込みください。訪問日等詳細をご連絡します。

利用申込書

☆ お問合せ先 ☆

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL（０８６）２２５-２０１７

働き方・休み方改善コンサルタント 検索



Ⅶ- 5 おかやま子育て応援宣言企業の登録

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。登録企業には登録証を交付し、取組内容を県のホームページ等で紹介します。

また、「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定し、県のホームページで企業名を紹介しています。

*表彰制度

登録企業のうち、宣言内容の実現に向けて特に積極的に取り組み、他の模範となる優れた成果のあった企業等に岡山県知事賞を贈呈しています。

【令和6年度の受賞事業者】

(医)創和会 しげい病院 ローム・ワコー(株)



(子ども未来課)

☆ お問合せ先 ☆

岡山県子ども・福祉部子ども未来課 TEL (086) 226-7347
ホームページにこれまでの受賞企業や申請書等を掲載しています。

Ⅶ- 6 岡山県男性育児休業取得促進奨励金

県では、男女がともに安心して子育てしながら働ける社会の実現を目指し、男性従業員の育児休業取得期間に応じた奨励金を支給しています。

令和7年1月31日以降に通算14以上の育児休業から復帰した従業員を雇用している雇用保険適用事業所の事業主が対象で、1事業主当たり100万円／年度まで受給可能です。

また、県の認定制度であるおかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」や国のくるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしの認定を受けている企業等や、1か月以上の育児休業取得者の同僚への手当支給等の取組を実施した企業等に対しては、奨励金の加算を行います。

〈主な支給要件〉

- ・岡山県内に本社又は事業所を有すること
- ・県が実施する「経営層向けセミナー」を受講済であること
- ・「おかやま子育て応援宣言企業」に登録済であること
- ・育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること

経営層向けセミナーの概要

- ・対象者：県内企業等の経営者・役員・管理職・総務人事担当者の方
(奨励金の受給予定がない方もご参加いただけます。)
- ・内 容：企業等における男性育児休業の取得を進めるために必要な体制の整備、県内企業の優良事例紹介、奨励金の制度説明等
- ・申 込：各回の開催1週間前までにお申し込みください。

経営層向けセミナー ホームページ

<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>



開催スケジュールなど本セミナーの詳細は経営層向けセミナーホームページをご覧ください。

育児休業取得者1名当たりの奨励金額

対象となる取組	奨励金額	アドバンス企業等の特別加算に該当する場合
①通算14日以上、1か月未満の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
②通算1か月以上の男性従業員の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	③-1又は③-2のいずれかを実施している場合に②の奨励金額に対し加算	
③-1 同僚応援手当加算 (※1)	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 10万円	下記ア、イを比較して小さい方(※3) (1,000円未満切り捨て) ア 同僚に対して支給した手当の支給実績額 イ 15万円
③-2 代替要員雇用加算 (※2)	10万円	15万円

(※1) ③-1 同僚応援手当加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者が所属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合

(※2) ③-2 代替要員雇用加算

通算1か月以上の男性育児休業取得者の育児休業期間中の代替要員として新たな労働者を雇用した場合(育児休業取得期間30日当たり勤務を要する日が17日以上で代替要員を雇用したこと)

(※3) 同僚応援手当加算は、国の両立支援等助成金の「育休中等業務代替支援コース」と併給調整の対象となる可能性があります。申請に当たっては、支給実績額から国への申請(予定)額を差し引いて申請額を積算してください。

〈奨励金の申請〉

- ・ 申請方法：以下ホームページから電子申請により申請してください。
岡山県男性育児休業取得促進奨励金ホームページ
<https://www.oka-ikuji.jp>
- ・ 申請期限：男性従業員が育児休業から復帰した日の翌日から4か月以内
(※)又は復帰した日の翌日の属する年度の3月2日のいずれか早い日まで
※令和7年1月31日～6月30日の間に復帰した対象者については、
申請期限が異なります。詳細はホームページをご覧ください。



☆お問合せ先☆ (セミナーの詳細・お申込み)
(受託事業者) 株式会社社吹カレッジサービス
TEL (086) 236-0225
■セミナーのお申し込みはこちらから
(<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>)



☆お問合せ先☆ (奨励金の詳細・申請手続き)
岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局(岡山県中小企業団体中央会)
TEL (086) 224-2245
E-mail: kosodate@okachu.or.jp
■奨励金の申請はこちらから (<https://www.oka-ikuji.jp>)



Ⅶー7 岡山県男女共同参画社会づくり表彰

岡山県では、県下各地域において、男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる個人及び事業者を表彰しています。

【令和6年度の受賞事業者】 ※事業者名は受賞時のものです。
(福)恭和会、成好設備工業(株)、タカヤ(株)、レプタイル(株)

☆ お問合せ先 ☆
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課 TEL (086) 226-0553
ホームページでこれまでの受賞事業者を紹介しています。